

# 26PB-am136

## 薬害被害者の生活実態と被害者会の取組み実態に関する調査研究

○杉浦 弘樹<sup>1</sup>, 木村 恒太<sup>1</sup>, 進藤 陽介<sup>1</sup>, 今泉 智弘<sup>1</sup>, 平澤 天晴<sup>1</sup>, 竹内 聡郎<sup>1</sup> (<sup>1</sup>薬害被害者支援サークル balloons+)

【目的】薬害研究には様々な取組みがあるが、種々の疾患や身体障害を抱えた薬害被害者に対する医学的な研究や支援活動はあっても、就学や就労等の日常生活上の困難に対する追跡調査や支援活動は存在しておらず社会的関心も低い。そこで薬害被害者の日常生活実態と被害者会の取組み状況を調査し、潜在化している課題を明らかにすることを目的として、宮城県内の学生主体で調査に取り組んだ。

【方法】東北大学の学部生・院生を中心に学部や研究科を問わず薬害に関心のある学生を呼びかけ、薬学部をはじめとする10名の学生で東北大学公認学生サークルとして組織し、公益財団法人から助成金を取得して取り組んだ。調査には全国薬害被害者団体連絡協議会の協力を得て、薬害認定された9被害者団体に加え、薬による健康被害が疑われている2団体を含めて広く聞き取り調査を実施した。

【結果】被害者は原因薬による深刻な健康被害の他、症状に対する無理解から職場や学校からの退職・退学を余儀なくされたり、差別体験から人間関係に強い恐怖感を抱えたりしていることがわかった。また障害により移動や食事など生活の細部にまで困難を抱えており、薬害被害は社会生活全般に及んでいることがわかった。さらに医薬品や医療機器使用に対する恐怖感が緩和されず、服薬に過度に心身が反応し、ノイローゼ症状を呈する方も多くいることが明らかになった。

【考察】薬害発生の度、被害者を含めた社会全体の関心が法的責任の有無や制度改革に焦点が向いており、被害者の生活全体をどのように立て直し救済していくのかの検討が十分されていないことが示唆された。例えば国や企業に責任が認められたとしても金銭的賠償に留まっており、これら被害者を継続的に支えるため、早急に医療・障害者福祉分野からの支援形態を模索していくことが求められる。